

令和5年度 「須賀川市未来につなぐ人材確保のための奨学金返還支援事業」 手続きのしおり

本制度は、奨学金の返還を支援することにより、若者の市内定住を促進し、多様な人材の確保を目的としています。

1 奨学金返還支援金

- (1) 金額 前年度に返還した奨学金相当額の2分の1（年額18万円限度）
※利子は除きます。
- (2) 支援期間 最大96月（8年間） ※修学年数の倍

2 申請期間 令和5年4月3日（月曜日）～令和5年6月30日（金曜日）

3 支援対象

次の条件を満たしている人となります。

- (1) 大学など（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校）に在学中に奨学資金の貸与を受けた人（卒業後3年以内）

※卒業後3年以内

- ・令和3年3月（令和2年度）に卒業した人
- ・令和4年3月（令和3年度）に卒業した人
- ・令和5年3月（令和4年度）に卒業した人・・・令和6年度の申請となります。

- (2) 市内に定住していること。

※本市の住民基本台帳に登録され、かつ当該住所地を生活の本拠としていること。

- (3) 市内の企業に正社員として勤務していること。

※期間の定めのない労働契約を締結し、長期雇用を前提としていること。

※自営業者を含みます。公務員は除きます。

- (4) 貸与を受けた奨学金

「日本学生支援機構の第一種、第二種奨学金」

「福島県奨学資金」

「その他市長が適当と認める奨学金」

4 申請方法

申請する時は、必要書類（教育総務課に設置または市ホームページからダウンロード）に記入のうえ、添付書類とともにお申し込みください。

(1) 必要書類

- (ア) 奨学金返還支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (イ) 応募理由書（第2号様式）
- (ウ) 奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書（第3号様式）
- (エ) 奨学金返還支援補助金実績報告書兼請求書（第8号様式）

(2) 添付書類

(ア) 奨学金貸与証明書 及び 奨学金返還額証明書

（返還する機関から取り寄せてください。日本学生支援機構は、お手元に届くまで2週間程度日数を要します。）

- (イ) 卒業証明書 又は 修了証明書の写し
- (ウ) 在職証明書
- (エ) 住民票謄本
- (オ) 市民税の納税証明書
- (カ) その他市長が必要と認める書類

(3) 申込先

教育総務課まで提出してください。

5 その他

- (1) 本制度では、前年度の返還額について年度ごとに補助するため、**令和5年度に申請書を受付できるのは、令和3年3月に卒業 及び 令和4年3月に卒業した人**となります。（令和5年3月の卒業生は、「令和5年10月から奨学金返還開始」と見込まれるためです。）
- (2) 返還した奨学金の請求は、次年度以降6月30日までに**前年度の4月から3月分まで返還した分**を請求することになります。
- (3) 他団体から同様の補助金を受けている場合は、申請できません。

【事務担当】 〒962-8601 須賀川市八幡町135番地

須賀川市教育委員会教育総務課

TEL 0248-88-9166

メールアドレス kyosoumu@city.sukagawa.fukushima.jp